

○○立○○○学校

# いじめ防止基本方針

## 第1章 いじめに対する基本認識

I いじめとは	1
II いじめは、なぜ起こるのか	2
III いじめをなくすには、何が必要か	4
IV いじめを悪化させる教職員の対応	5

## 第2章 未然防止

I ストレッサーのない安心・安全な学校づくり（居場所づくり）	6
II 実体験を通して自己有用感を育む集団づくり（絆づくり）	8
III 自己の生き方についての考え方や自覚を高め、社会性を育む学習づくり	9

## 第3章 早期発見

I 児童生徒のささいな変化に気づく	10
II 気づいた情報を確実に共有する	11
III 情報に基づき、速やかに対処する	12

## 第4章 発生時の対応

I 初期対応：事実確認と状況把握	13
II 第1段階：いじめ被害の防止	15
III 第2段階：まわりの児童生徒のエンパワメント	16
IV 第3段階：いじめている児童生徒を解放する	17

## 第5章 組織づくり

I 組織の構成と役割	18
II 「いじめ防止対策委員会」設置要綱	21

## 資料

いじめ対応フローチャート

# 第1章 いじめに対する基本認識

## いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

## I いじめとは

いじめとは、人権侵害であり、決して放置すべき問題ではありません。しかし、「いじめられる側にも問題がある」「子どもは、いじめたりいじめられたりする中で成長するのだ」などというおとなの方の考え方がある一方で、いじめられている児童生徒を死に追いやることになります。一方、児童生徒の多くも「いじめは悪いことである」ということは分かっています。しかし、「なぜ、いじめは起こるのか」「いじめは、どうすればなくせるのか（そもそも、いじめはなくせるものなのか）」「自分に何ができるのか」が分からずにもがいているのです。児童生徒がいじめを乗り越えていくためには、教職員などおとなの方の支援が不可欠なのです。いじめの基本的な認識として、まず以下のことを踏まえておきましょう。

- いじめは、どの学校にも起こり得るものである。
- どの児童生徒も、加害者にも被害者にもなり得る。
- いじめは、「思いやり」や「心がけ」ではなくならない。
- いじめの本当の実態は、見ようとしなければ見えてこない。
- 教職員の不十分な認識や言動、安易な思い込みや判断が、いじめを悪化させる。
- いじめは、児童生徒に任せて（放置して）解決するものではない。
- いじめを乗り越えるためには、目の前の児童生徒と向き合うことが不可欠である。

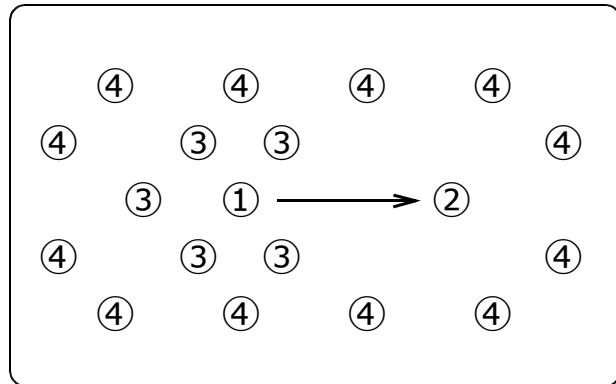
## II

# いじめは、なぜ起こるのか

いじめに的確に対処し、乗り越えていくためには、いじめがどのようにして起こるのかを理解しておく必要があります。

## 1 いじめの構造

- **いじめが起こる際には、必ず児童生徒の中に右の図のような構造(人間関係)が生まれています。**また、いじめが起こっていなくても、このような構造が生まれていれば、いついじめが起こってもおかしくありません。



- 右の図の①～④は、児童生徒が置かれている立場を表しています。

- ① … いじめの中心となっている児童生徒
- ② … いじめの被害にあっている児童生徒
- ③ … ①の児童生徒に同調している児童生徒
- ④ … いじめを傍観している、または気づいていない児童生徒

- **いじめが起こるパターン**としては、以下のようなパターンが考えられます。(あくまでこれまでの事例から想定されるパターンであり、実際はケースバイケースなので、事実確認・状況把握が必要です。)

【パターン1】 ▼①と②との間でトラブルが起こる。

▼①のまわりに、同調する③が集まる。

【パターン2】 ▼①と③のグループが存在し、共通の敵(ターゲット)を決めて攻撃することで、グループ内の結束を強めようとする。

【パターン3】 ▼過去にいじめる側の中心にいた②が、集団から排除される。

①・③は、積極的に②を攻撃する。

- このような構造の中で、**いじめの被害を受けている②の児童生徒**は孤立し、安心して話せる相手、時間、場所を奪われていきます。さらに、「自分が悪いのだ」と思い込まれ、自分に関わろうとする友だちが被害にあわないように、自ら友だちとの関わりを避けていくようになります。①の児童生徒は言動をエスカレートせざるを得なくなり、周囲からの厳しい目によってイライラを募らせていく。③の児童生徒の中には、単に面白がって同調したり、同調することによって自分のストレスを解消したりする児童生徒ばかりではなく、本当は同調したくないのに止めることはできない、自分がいじめられるのが怖いと思っている児童生徒もいます。④の児童生徒の中には、もちろん気づいていない児童生徒もいますが、「何とかしたい」と思いながら何もできずに無力感やあきらめを感じている児童生徒がいます。

## 2 いじめの背景にあるもの

### (1) なぜ教職員や保護者に相談しないのか。

- 多くの児童生徒は、いじめはいけないことだと分かっています。だからこそ、いじめは、おとの目のにつかないところで巧妙に行われます。具体的には、始業前、休み時間、給食や掃除の時間、放課後、部活動などの時間です。さらに、職員集合や全校での研究授業など、明らかに教職員の目がないと分かっている時間も危険な時間です。このような時間に先生や親が守ってくれるわけもありません。だから、相談しても意味がないと思うのです。

→◎いじめは、おとなだけでは止められない。

### (2) なぜいじめを隠そうとするのか。

- まわりの児童生徒の中には、いじめを止めたいと思う児童生徒もいます。しかし、勇気を出して一人で注意したとき、次はその児童生徒がいじめのターゲットになっていきます。また、おとなに相談したことがバレれば、「チクった」と言われて自分がいじめのターゲットになります。児童生徒が最も恐れているのは、自分がいじめのターゲットになることです。何もできない自分を納得させるために、「これは遊びだ」「いじめられる人にも原因がある」「自分は何もしていないから、いじめていない」と思わざるを得なくなり、いじめの存在自体を隠すのです。
  - さらに、いじめられている児童生徒も、いじめに対して何もできない自分を、「情けない自分」「だめな自分」と思わされていきます。加えて、おとなに相談したことや気づかれたことがバレれば、さらに激しいいじめを受けることが容易に想像できます。だから、平静を装います。相談したくても、できないのです。
- ◎いじめは、一人ではたたかえない。児童生徒たちは、「隠している」のではなく、「相談できなくてがいでいる」。それは、展望がないからである。

### (3) なぜいじめるのか。

- 生活が充実し、まわりから認められていると思っている児童生徒は、いじめをする必要などありません。いじめによって相手をおとしめ、自分を満たそうとするのは、自分の中のイライラを解消するためです。そのイライラの原因是、授業や人間関係、家庭生活などの中にある、本人がその原因を自覚していないこともあります。しかし、いじめてもそのイライラが真に解消されることではなく、いじめを容認する集団の中でエスカレートさせていくしかなくなっています。ですから、いじめている児童生徒を単に叱責したり、懲罰を与えるだけでは、いじめは解決しないのです。
  - いじめる児童生徒がいても、同調する者がいなければいじめにはなりません。同調者は、イライラを解消したい、そこにしか居場所がない、一緒にいることで自分を守っているなど、背景は様々です。しかし、その居場所が安全などということは、絶対にありません。それは、いじめグループ内でも上下関係が生まれるからです。
- ◎叱責してもいじめは解決しない。同調者の存在がいじめを生む。

### III

## いじめをなくすには、何が必要か

「Ⅱ－2 いじめの背景にあるもの」で述べたように、いじめはおとなだけでは止められません。一人でたたかうこともできません。おともも児童生徒も協力して、いじめを乗り越えていく力を自らの中に育んでいくことが必要なのです。それが、いじめの最大の予防策なのです。また、「いじめをなくす」とは、「できてしまつたいじめの構造をくずすこと、生み出さないこと」です。「いじめはいけないこと」だけを繰り返し伝えたり、いじめている児童生徒を叱責したり、懲罰を加えたりしても、根本的ないじめの解決にはつながりません。いじめの解決とは、すべての児童生徒が「いじめの構造（震）」から解放され、自分自身の存在や生き方に自信を持つことができるようになります。

### 1 いじめの構造をくずす

●では、実際にいじめが起こった時に、すでにできあがっているいじめの構造をくずすために、何をしなければならないのでしょうか。それは、以下のような取組です。

#### ①状況把握

… 実際に、どのようないじめの実態があるのか、児童生徒一人ひとりが、集団の中でどのような位置にいるのかを把握します。

#### ②いじめ被害の防止

… いじめを受けている児童生徒が奪われている「自信」「安心」「安全」「仲間（友だち）」を保障します。

#### ③まわりの児童生徒のエンパワメント

… 「何とかしたい」と思っているまわりの児童生徒をつなぎ、いじめの構造をくずす作戦を立て、実行します。

#### ④いじめている児童生徒を解放する

… いじめている児童生徒がさらされているストレスを共に見つけ、その解消や軽減に取り組みます。

これらの取組の詳細については、「第4章 発生時の対応」を参照してください。

### 2 いじめの構造を生み出さない

●いじめが起こった際の対応だけでなく、いじめの構造を生み出さないようにすることが、いじめの未然防止になります。具体的に学校がすべきことは、以下のような取組です。

#### ①ストレッサーのない安心・安全な学校づくり（居場所づくり）

#### ②実体験を通した自己有用感を育む集団づくり（絆づくり）

#### ③自己の生き方についての考え方や自覚を高め、社会性を育む学習づくり

これらの取組は、この順に実施するというものではなく、児童生徒の実態に応じて計画的に実施すべきものです。詳細については、「第2章 未然防止」を参照してください。

## IV

# いじめを悪化させる教職員の対応

「いじめをなくしたい」という思いは、すべての教職員が共通して持っている願いです。しかし、自分の不十分な認識や言動、安易な思い込みや判断によって、教え子が命を落とすような事態になれば、一生悔やんでも悔やみきれません。

いじめは、一人の教職員の問題ではなく、全職員が協力して解決に当たらなければならぬ問題です。いじめを悪化させる教職員の対応とはどのようなものか、なぜ悪化につながるのかを共通理解し、互いに声をかけ合っていくことがいじめの解決には不可欠です。そのような意味で、以下に「いじめを悪化させる教職員の対応（例）」を挙げます。

### （1）注意、叱責、説教だけで終わること

- いじめは、いじめる側の児童生徒の言動を止めさせれば（隔離すれば）解決すると思いがちです。しかし、これまでもふれてきたように、いじめは集団の構造的な問題です。目の前でいじめにつながる児童生徒の言動があったときは、当然指導することが必要です。しかし、それは氷山の一角であると捉えるべきです。なぜ、その児童生徒がそのような言動を行ったのか、集団の中でその児童生徒がどのような位置にいるのか、集団の中の人間関係はどのようにになっているのか、一人ひとりの児童生徒がどのような思いを持っているのか、などをつかもうとしない限り集団の構造は見えてきません。そのような出来事を、児童生徒集団を理解するチャンスに変えていきましょう。

### （2）訴えがあったときに、安易に「いじめである、いじめではない」と判断すること

- 児童生徒からの訴えがあったとき、その場でいじめか、いじめではないかを判断することはできません。そうではなく、訴えてきた児童生徒の思いを聞き、共に事実を確かめようとすることが大切なのです。その児童生徒としっかり相談しながら進めることで、児童生徒からの信頼も得られます。そして、それも児童生徒集団を理解する大きなチャンスになるのです。いじめられている児童生徒に、「あなたにも悪いところがあるんじゃないの。」と言うことは、その児童生徒を死に追いやります。

### （3）いじめられている児童生徒といじめている児童生徒と同じ場所で話し合わせること

- いじめられている児童生徒は少数です。逆に、いじめている児童生徒は多数です。そのような中で本当のことが話せるわけがありません。ましてや、真実など分かりません。そのような中で、仲直りを促すなど、当事者だけの解決を図ることは、いじめを水面下に押しやり、さらにエスカレートさせるだけです。これまでもふれてきたように、いじめは集団の構造の問題であり、傍観者的立場の児童生徒抜きに話し合いを行っても、その後の経過を確認することもできません。さらに、傍観者の立場の児童生徒は、何も知らされていないため、どうすることもできません。まず、事実を確認し、状況を確認する。そのためには、被害者→周囲の児童生徒→加害者の順に話を聴いていくことが不可欠です。（詳しくは、第4章Ⅰを参照）

## 第2章 未然防止

未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まります。(中略)

居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に児童生徒が様々なストレッサー(ストレスをもたらす要因)に囲まれていたとしても、いたずらにストレスにどらわれることは減ります。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らがつくりだしていくことができます。それが、未然防止の第一歩です。

文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導リーフ「いじめのない学校づくり」より

I

### ストレッサーのない安心・安全な学校づくり (居場所づくり)

いじめは、他者をいじめることで自分のイライラを解消しようとする児童生徒が出現し、そのまわりに同調者が集まることで起こります。未然防止のためには、そのイライラを感じている児童生徒や感じさせるような要因(ストレッサー)を発見し、支援もしくは解消・軽減する取組が必要です。このような取組が、安心・安全な学校をつくります。

#### 1 児童生徒のストレッサーとは

- 児童生徒のイライラにつながる要因(ストレッサー)には、大きく以下の3つが考えられます。

【授業】授業が分からない。バカにされる。させられるだけで楽しくない。

【人間関係】先生が冷たい。友だちがいない。友だちといても楽しくない。

【家庭生活】家にいたくない。家のことが不安。ぜんぜん構ってくれない。

#### 2 ストレッサーを解消・軽減するためには

##### (1) 児童生徒への見方を変える

- 不適応行動や問題行動を起こしている児童生徒は、「困った子」ではなく「困っている子」ととらえましょう。児童生徒に寄り添って、何に困っているのか、何を求めているのかと一緒に見つけ、それに対する支援を行うことが大切です。その支援が児童生徒のニーズに合っていれば、児童生徒自らが行動を変えていきます。

## (2) 教職員のチーム力を高める

### ●授業改善

すべての児童生徒に「分かる喜び」や「自己決定できる場」「協力した達成感」などが保障できているかを、互いに授業を見合うことでチェックしましょう。そして、保障できていない場合は、担任や担当だけでなく、役割分担をしながらチームで授業改善を進めていきましょう。また、児童生徒の意欲を削いだり、いじめにつながったりするような言動がないかも考え合いましょう。

### ●人間関係づくり（トラブル解決への支援）

児童生徒同士のトラブルは、日常的に起こります。また、児童生徒間の人間関係は刻一刻と変わっていきます。トラブルが起ったときには、安易にどちらが悪いと教師が判断したり、謝らせたりするのではなく、事実を確認し、互いの思いを共有し合い、これから具体的にどうしていくかを考える場にしていくようにしましょう。そのような支援を積み重ねることで、児童生徒の中の人間関係づくりのスキルが育っていきます。この取組についても、チームとして取り組んでいきましょう。

### ●家庭や関係機関との連携

家庭の中にストレッサーがあると思われる場合も、「問題のある家庭」ではなく、「困っている家庭」というとらえ方をしましょう。まずは、保護者が何に困っているのか、何を求めているのかをつかみ、学校にできる支援から進めていきます。それが家庭のニーズに合っていれば、保護者から「先生、ありがとう」と言ってもらえます。それが、信頼関係のスタートです。信頼関係ができれば、家庭に何かを求めるのではなく、家庭も児童生徒の支援チームの一員になってもらい、関係機関も含め、それぞれができる仕事を役割分担し、支援を進めていきましょう。どうしても家庭との連携が難しい場合には、児童生徒に対して笑顔と自立を支援するためにできることを見つけて、支援しましょう。

## 3 本校における具体的取組

### (1) 一人ひとり児童生徒の心の状態や人間関係の把握

- 観察
- 日常的な家庭訪問（欠席したとき、学校でがんばりが見られたとき）
- 児童生徒が生活を振りかえる記述式のアンケートの実施
- 授業改善に対する評価アンケート（児童生徒からの評価、教職員の自己評価）

### (2) チームによる問題解決型支援（治療的予防）の取組を実施する。

- 気づいたこと、気になることは、その日の内に学年内で共有する。
- チームとして対応を考える必要がある場合は、生徒指導または教育相談担当に報告し、ケース会議を開催する。
- 各学級・学年およびケース会議を通した取組については、毎月の生徒指導・教育相談協議会で共有し、全職員で経過を観察する。

## 実体験を通して自己有用感を育む集団づくり (絆づくり)

いじめの未然防止のためには、I の居場所づくりに加え、児童生徒自身の中に自分たちの生活の中の問題を発見し、自分たちにできることを考え、行動していく力を育む取組が必要です。このような取組が、集団の一員としての自覚や自信（自己有用感）を育み、児童生徒が傍観者の立場に陥ることを防ぎます。また、早期発見にもつながります。

### 1 学級・学年での取組

- **特別活動の充実** … 係活動や班づくりなど、児童生徒自身が自分たちの生活を見つめ、自分たちで改善したり、楽しいものにする活動にする。
- **朝の会、帰りの会、ホームルーム** … 必ず児童生徒同士が関わりあわなければならぬ場をつくり、相互理解の促進を図る。

### 2 児童会・生徒会活動の充実

- **困っている友だちを発見し、その友だちを元気にしていく取組**
  - …児童会・生徒会活動として、学校の中で困っている友だちを見つける活動を行い、児童会・生徒会で自分たちにできることを考え、実行する。
- **学校生活をより楽しく、充実したものにする取組**
  - …学校生活をより楽しく、充実したものにするためのアイデアを募集し、児童会・生徒会で具体的な活動を企画・提案・実行する。

### 3 集会活動、学校行事の充実

- **集会活動**
  - …児童会・生徒会活動として、児童生徒が主体的に発信したり、活動したりし、他の児童生徒や教職員・保護者・地域の人に認められる場づくりをする。
- **学校行事**
  - …児童生徒が主体的に企画段階から関われるようにし、児童生徒自身が明確な目的意識を持った活動の場とする。事後には、児童生徒自身が自分たちの活動を評価できるようにし、課題を次の行事に生かせるようにする。

### 4 本校における具体的取組

- 年度初めに、各学年単位での特別活動（学級経営）の基本方針を共通理解する。
- 児童生徒が主体的に行動し、活躍できる集会活動・児童会活動
  - … 児童集会、平和集会、人権集会（2学期）、縦割り活動、6年生を送る会
- 児童生徒が主体的に行動し、活躍できる学校行事
  - … 運動会、修学旅行、文化祭

### III

## 自己の生き方についての考え方や自覚を高め、 社会性を育む学習づくり

児童生徒は、いじめについて、さまざまな思い込みにとらわれています。このような思い込みから児童生徒を解放し、自ら行動していくための判断材料や展望を提供する学習が必要です。このような学習は、自分自身の内なる弱さを受けとめ、誰かの役に立つことによって喜びを感じる学校風土をつくるとともに、児童生徒の中に社会性を育みます。

### 1 児童生徒がとらわれている思い込みとは

●児童生徒がいじめを相談できなかったり、行動できなかったりするのは、間違った考え方（思い込み）にとらわれていたり、どう行動すればいいのかという展望がなかったりするからです。児童生徒がとらわれている思い込みとは、以下のようなものが考えられます。

- ◆ 「いじめではなく、遊びだと思っていました。」
- ◆ 「いじめられている人にも、いじめられる原因がある。」
- ◆ 「自分は直接いじめていないので、悪くない。だから、関係ない。」
- ◆ 「いじめられるより、いじめる側の方がいい。そうすれば、いじめられない。」
- ◆ 「いじめは、なくならないんじゃないの？」
- ◆ 「チクることは、悪いことだと思う。」

### 2 思い込みから解放し、判断材料や展望を提供する学習とは

●児童生徒が思い込みにとらわれているのは、児童生徒の責任ではなく、そこから解放する学びが提供されていないという教育の課題です。児童生徒を思い込みから解放し、主体的に判断・行動できるための学習を提供する必要があります。そのような学習内容として、以下のようなものが考えられます。

- ①「いじめと遊びの違いとは」
- ②「いじめはなぜ起こるか（いじめの構造）」
- ③「いじめの事例（いじめた児童生徒のその後）」
- ④「いじめの事例（いじめをみんなで乗り越えた事例、いじめのなくしお）」
- ⑤「いじめられた人の体験談（いじめられたことをどう乗り越えてきたか）」
- ⑥「チクることは、悪いことか」（「チクる」と言う側の心理とは）

### 3 本校における具体的な取組

- ①・②・⑥については、全校朝会で話し、学年や学級でも継続的に指導する。
- ②・③・④・⑤については、6年生の人権学習（部落問題学習）の中で指導する。
- これ以外に、さまざまな生き方をしている人（子ども、おとな）や人権を守る活動に取り組まれている方との出会いの場を、集会活動や総合的な学習の時間を活用してつくる。（特別支援学校や福祉施設との交流、市民団体の方との交流など）

## 第3章 早期発見

(早期発見の基本は、)①児童生徒のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③(情報に基づき)速やかに対応すること、です。児童生徒の変化に気づかずにはいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

(児童生徒のささいな変化に気づくためには、)今まで当たり前に、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的に行う、積極的に活用していくことが大切です。

特別な調査等に依存する前に、教職員が普段から児童生徒への態度や関わり方を見直すことから始めましょう。

文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導リーフ「いじめのない学校づくり」より

### I 児童生徒のささいな変化に気づく

#### 1 児童生徒のささいな変化に気づくために

- 児童生徒のささいな変化を見逃さないためには、教職員の丁寧な目配りが必要です。**担任は、授業中の様子を観察するとともに、一人ひとりの思いやくらしを把握するための取組を実施することが必要です。** **担任以外の職員は、いじめが発生しやすい授業以外の時間（始業前、休み時間、給食・掃除の時間、放課後、職員集合・研究授業の時間など）に、役割分担をして観察するようにすることが大切です。**
- また、児童生徒が相談しやすい相手は一人ひとり違います。担任や担当していない児童生徒からの相談にも積極的にのる姿勢を、学校として児童生徒に示しておくことも大切です。保護者や地域からも相談しやすい雰囲気づくりにも配慮しましょう。

#### 2 本校における具体的取組

- 学級担任** … 第2章 I – 3に挙げた観察・アンケート等の取組を実施する。
- 学級担任以外の職員** … 役割分担をして、以下の時間の目配りを行う。
  - ①始業前：児童玄関で児童を出迎えながら声かけや観察を行う。  
必要に応じて、学級や学年への声かけや観察も行う。
  - ②休み時間：支援が必要な児童に関わったり、校内を見回ったりする。
  - ③給食・掃除の時間：役割分担して各クラスや各掃除区域を回り、共に過ごす。
  - ④放課後：校内を見回ったり、補充学習への支援を行ったりする。
  - ⑤職員集合や研究授業の時間：担当を決め、監視にならないよう自習支援を行う。
- このような日常的な関わりを大切にすることで、相談しやすい雰囲気をつくる。

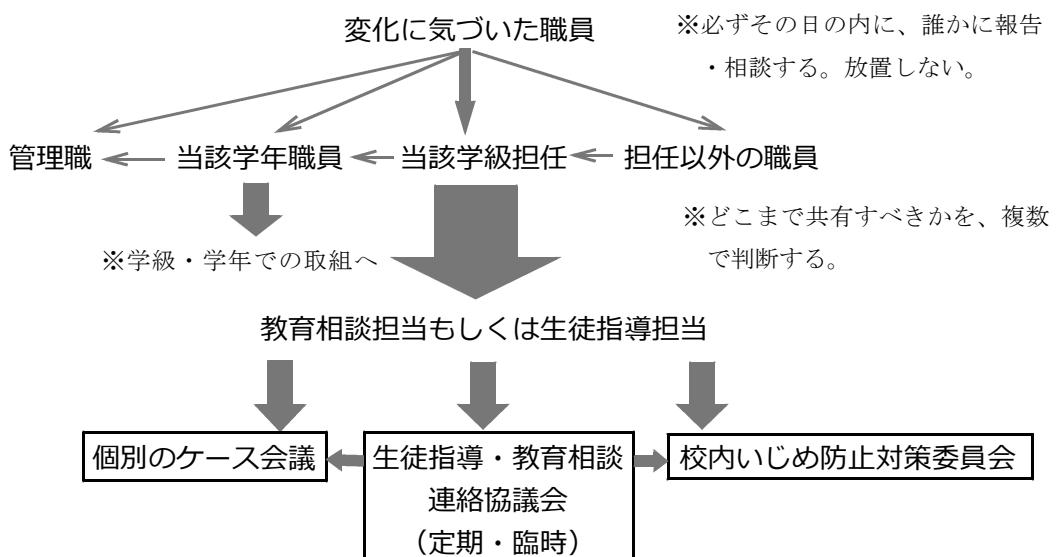
## II

# 気づいた情報を確実に共有する

## 1 気づいた情報を確実に共有するために

- 気づいた情報を確実に共有するためには、**その日の内に必ず関係職員に報告することが不可欠です。**堅苦しく考えるのではなく、職員室でのおしゃべりの一つとして考えることが大切です。このような職員室の雰囲気をつくるためには、普段から気になることだけでなく、児童生徒のがんばりなども伝え合うようにする、同僚が困っているときには積極的に助け合おうとする教職員一人ひとりの意識と、管理職による心配りが不可欠です。
- 気づいた情報は、できるだけ多くの職員で共有することが大切です。しかし、すべての情報を全職員で共有するような時間はありません。その児童生徒に直接関係する教職員だけで共有しておけばいい情報か、全職員で共有しておかなければならぬ情報かを判断する必要があります。しかし、安易に判断せず、迷うようなときには管理職や全職員に報告しましょう。
- 児童生徒から「誰にも言わないで欲しい」と相談された場合には、約束を守り、必ず様子や経過を観察します。しかし、黙認できないような場合や一人で判断できないような場合には、相談してきた児童と話し合い、他の人に相談する事への了承をとります。

## 2 本校における具体的取組



◎少しでも、いじめの疑いがある場合は、必ず管理職・教育相談担当・生徒指導担当に相談する。

### III 情報に基づき、速やかに対処する

#### 1 情報に基づき、速やかに対処するために

- いじめが疑われるような情報が入った場合には、速やかに事実確認と状況把握のために取組をスタートさせる必要があります。その日の内に、校内いじめ防止対策委員会を開催し、取組の内容と役割分担を決定します。
- いじめに対処する取組をはじめる際には、全職員が取組のビジョン（目的・方策・ゴール）を共有しておく必要があります。年度当初に、このいじめ防止基本方針の内容を共通理解しておくとともに、いつでも基本方針を参照できるようにしておくことが重要です。（特に、「第1章 いじめに対する基本認識」「第4章 発生時の対応」については、再度読み返して確認しましょう。）
- 校内いじめ防止対策委員会が果たすべき具体的な役割については、「第5章 組織づくり」を参照してください。
- いじめに対処する場合、保護者への連絡が不可欠です。校内いじめ防止対策委員会での協議の中で、どのように保護者への連絡を行うかは必ず共通理解しておかなければなりません。その際には、今後の取組方針をきちんと伝え、取組への理解と協力をお願いします。保護者を責めたり、不信感を持たれたりするような対応は厳禁です。

#### 2 本校における具体的取組

##### （1）年度当初に、このいじめ防止基本方針について共通理解を図る。

- 年度当初（4月）に、全職員でいじめ防止基本方針の内容を確認、検討する。
- 年度当初（4月）に、校内いじめ防止対策委員会で、職員研修計画、未然防止や早期発見のための体制づくりについて協議し、学校運営組織や年間計画の中に位置づける。

##### （2）いじめ防止基本方針を保護者や関係機関と共有しておく。

- いじめ防止基本方針を、学校ホームページに掲載するとともに、PTA総会で配付し説明を行う。
- いじめ防止基本方針に対する意見やいじめに関する相談については、全職員で対応することを保護者に伝えておく。
- 学校のいじめ防止の取組について、保護者からも評価を受け、結果を公開し、改善につなげていくことを伝えておく。
- 関係機関にも、本校のいじめ防止基本方針を配付し、理解と協力をお願いする。

## 第4章 発生時の対応

問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではありません。児童生徒の人格の成長に主眼を起き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続けましょう。

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考えましょう。

文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導リーフ「いじめのない学校づくり」より

重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)より

### I

## 初期対応：事実確認と状況把握

第1章でふれてきたように、いじめは集団の構造の問題であり、「思いやり」や「心がけ」、加害児童生徒への叱責や懲罰では解決しません。いじめの解決とは、いじめの構造をくずし、すべての児童生徒が「いじめの構造（罠）」から解放され、自分自身の存在や生き方に自信を持つことができるようになります。

いじめの解決を実現するためには、事実を確認し、集団の状況を把握することが出発点となります。別紙「いじめ対応フローチャート」も参照しながら、対応を進めましょう。

### 1 対応の出発点はどこか

- いじめ対応の出発点は、取り組み始める状況によって変わります。

- ◆教職員がいじめが疑われる出来事に気づいたとき
- ◆まわりの児童生徒が、いじめの存在を訴えてきたとき

→ I 事実確認と  
状況把握

- ◆教職員がいじめの存在を確信しつつあるとき
- ◆いじめられている児童生徒本人が訴えてきたとき

→ II いじめ被害の  
防止

## 2 事実確認の進め方

- 事実確認と状況把握は、いじめ対応の出発点です。ここを誤ると、いじめの解決どころか、さらにいじめを悪化させることになります。
- **事実確認をする際には、①被害児童生徒→②周囲の児童生徒→③加害児童生徒の順**に話を聴きます。加害児童生徒の前に、周囲の児童生徒から話を聞くのは、客観的事実を積み上げるためです。周囲の児童生徒（特に利害関係がない児童生徒）はうそをつく必要がなく、客観的な情報が得られます。**聴き取りをする際には、個別に、絶対に周囲の目に触れない場所で、聞き取りをしていることを悟られない時間に行います。**この配慮をしておかないと、情報をくれた児童生徒がいじめのターゲットになり、被害者を増やしてしまいます。それだけではなく、それ以降、信頼できる客観的な情報は得られなくなってしまいます。また、聞き取りの時点では、加害児童生徒も事実確認の協力者と捉え、話しを聴きます。叱責することは厳禁です。
- 対応チームで役割分担し、できるだけ多くの児童生徒からの情報を集めることが重要です。また、得られた情報は確かなものか、必要に応じて、他の児童生徒だけでなく、他の教職員や保護者などからも情報を集めましょう。

## 3 状況把握の進め方とその後の連絡

- **状況把握…状況把握とは、集団（学級・学年）を構成している一人ひとりが、いじめの構造の①～④のどこにいるのかを図に整理することです。（第1章Ⅱ－1を参照）**集団の中にどのようなグループがあるのか、互いの力関係はどうなっているか、集めた情報を駆使して、対応チームで図を作成します。
- いじめの存在（いじめ構造の存在）が確認された場合、「Ⅱ 第1段階 いじめ被害の防止」に取り組みます。また、**被害児童生徒の保護者にも確認した事実と状況、そして今後の取り組みの方向性を伝え、理解と協力を求めます。**その際には、保護者のショックや憤りを真摯に受けとめ、児童生徒につらい思いをさせてしまった責任を謝罪することから話を始めましょう。言うまでもなく、保護者への連絡は管理職が中心となって行います。
- **確認できたいじめの事実が、第4章の冒頭にあるような重大事態や犯罪行為である場合、インターネットを通じて行われている場合などには、管理職がすぐに学校の設置者に報告し、地域住民・保護者・関係機関（所轄警察署や地方法務局など）との連携を図ります。**

【学校の設置者】 ◆公立学校 → 地方公共団体の教育委員会  
◆私立学校 → 都道府県知事  
◆国立大学附属学校 → 文部科学大臣

## II

# 第1段階：いじめ被害の防止

いじめの被害を受けている事実があるときや、被害児童生徒が訴えてきたときには、事実確認や状況把握より先に、または並行していじめ被害の防止に取り組みます。**被害を受けている児童生徒が、それ以上被害を受けないようにすることが最優先です。**

## 1 さらなる被害を防止するためには

- 被害児童生徒をさらなるいじめ被害から守るためには、**被害を受ける可能性のある相手・場所・時間から被害児童生徒を遠ざけることが最も有効です。** 事実確認と状況把握ができれば、その相手・場所・時間を特定することができます。被害児童生徒をその3つから遠ざけ、安心・安全な場所を確保します。本人及び保護者の同意があれば、しばらく登校を控え、家の学習支援を行うことが最も安全・安心な選択です。

## 2 被害児童生徒が奪われているもの

- いじめの被害を受け続けると、被害児童生徒は孤立させられ、多くのものを奪われていきます。具体的には、以下のよう�습니다。

- ◆「自分は何も悪くない」という気持ち
- ◆「自分はいじめになんか負けない」という気持ち
- ◆安心して自分らしくいられる相手・場所・時間
- ◆生きるエネルギー（無理に平静を装うことにエネルギーが費やされる。）
- ◆一人になってほっとする時間、睡眠時間（不安と絶望に覆われる。）

勉強どころではないので成績も下がり、一人でいると不安に押しつぶされて家庭では暴れずにはいられなくなったり、自暴自棄になって非行や自死に走ったりするように追い込まれます。

## 3 被害児童生徒の笑顔を取り戻すためには

- 被害を受けている児童生徒の笑顔や生きるエネルギーを取り戻すために、教職員や家族にできることは、実はたくさんあります。具体的には、以下のようなことです。

- ①「いじめは、いじめる人がいるから起こる。決していじめられる人が悪いのではない。だから、あなたは何も悪くない。」と伝えること。
- ②周囲の理解のもと、いじめを受けることなく、安心して安全にいられる場所・時間を確保すること。（相談室、自宅、その他）
- ③本人が信用でき、安心できる相手（友だち）と、何も考えずに楽しくおしゃべりしたり、遊んだりできる時間と場所づくり。（休日の学校、自宅、塾、その他）

### III

## 第2段階：まわりの児童生徒のエンパワメント

第1段階の取り組みを進めながら、次にやらなければならないことは、傍観者的立場にいる児童生徒の力を引き出す（エンパワメントする）ことです。**真にいじめの構造をくずすことができるるのは、おとなではなく、傍観者的立場にいる児童生徒です。**傍観者的立場にいる児童生徒をエンパワメントするということは、集団の中にいじめを乗り越える力を育むことになり、将来にわたっていじめや差別を乗り越えていく力になります。

### 1 エンパワメントする児童生徒とは

- まわりの児童生徒をエンパワメントすることは、まず協力してくれる一人の児童生徒を見つけることから始まります。**候補となるのは、被害児童生徒が信用している児童生徒です。**集団の構造は、被害児童生徒が一番よく見えている可能性が高いので、その児童生徒に「一緒に○○さん（被害生徒）の相談にのって欲しいんだけど、どうかな。」と働きかけてみます。それで了承してくれれば、周囲の目がない場所で、被害児童生徒と相談する時間を持ちます。被害児童に信頼できる児童生徒がいない場合には、いじめを何とかしたいと感じている児童生徒に働きかけてみます。そして、被害児童生徒と相談する時間を持ちます。楽しく話ができるれば、被害児童生徒のエネルギーにつながります。担任と児童生徒の信頼関係がない場合には、対応チームの職員から働きかけることもできますが、普段から信頼関係を築いておくことが大切です。

### 2 協力者をつないで（広げて）いくためには

- 一人の協力者ができたら、その児童生徒相談して、傍観者的立場にいる児童生徒の中から一緒に考えてくれる児童生徒を増やしていきます。この段階まで、この取組は影で行わなければなりません。このような動きが加害グループに漏れれば、協力してくれた児童生徒をいじめの危険にさらすことになるからです。

### 3 いじめ構造をくずす作戦を立て、実行する

- 協力者の数が増えてきたら、そのメンバーでいじめの構造をくずすための作戦を考えていきます。いじめの構造をくずすためには、協力者を増やし、いじめの同調者を減らすことが重要です。同調者の中には、いやいやそのグループ内にいる児童生徒やそこにいればいじめられないと思い込んでいる児童生徒がいます。そのような児童生徒を、いじめをなくす側に引き入れるのです。具体的には、以下のようなことを検討し、実行に移します。
    - ◆協力者をさらにどう増やすか。
    - ◆同調者をいじめグループからどうやって引き離すか。
    - ◆いじめグループから離れた同調者をどうやって守るか。
    - ◆いじめグループの行動をどうすれば抑止できるか。など
- 教師も協力者の一員として、授業などできることを実行します。

## IV

# 第3段階：いじめている児童生徒を解放する

第1段階の取組が成功すれば、少なくともいじめ被害を受けている児童生徒の命を守ることができます。第2段階の取組までできれば、いじめの構造がくずれ、まわりの児童生徒の協力によって、いじめの行為を一定抑止することができるようになります。しかし、いじめの解決の最終目標は、いじめている児童生徒をイライラから解放し、本来の自分らしさや良さを取り戻すことです。ここまで到達することはとても難しいですが、いじめは被害者だけでなく、加害者にとっても不幸なことです。あきらめずに取組を進めていきましょう。

## 1 加害者を責めることが目的ではない

- 取組が第2段階まで進んでくると、集団の中の雰囲気も明らかに変わってきています。いよいよ加害の立場にいる児童生徒の内面に踏み込んでいける段階です。この取組を進めるにあたっては、対応チームや協力してくれている児童生徒と必ず事前に共通理解しておかなければならぬことがあります。それは、加害の立場の児童生徒をやり込めたり、責めたりすることが目的ではないということです。**加害の立場の児童生徒をいじめの罠（イライラ）から助け出し、ともにいじめをなくす仲間にすることが目的なんだということを必ず確認しておきましょう。**

## 2 自分の行為を見つめさせる

- 加害の立場にいた児童生徒には、それまでの自分の行為を見つめ直させなければなりません。児童生徒にとっては、とてもつらく厳しい時間になります。しかし、それを乗り越えなければ、その児童生徒の本来のよさを取り戻すことができないことを踏まえて、その児童生徒に働きかけます。

- 加害の児童生徒が自分を見つめる具体的な方策としては、2つ考えられます。
  - ◇教師や協力者の児童生徒が、加害児童の生徒に個別に話をし、その児童の今の気持ちを聴き取る。そして、加害児童が集団の前でその気持ちを伝えることをサポートする。
  - ◆集団全体の話し合いの場で、協力者の児童生徒が自分の気持ち（いじめの構造の中で自分がどこにいたか、そこで自分は何をしていたか、それが、被害児童生徒につらい思いをさせたこと、加害児童の行為を止められなかつたこと、これからどうしていきたいか、など）を話します。できるだけ、全員が発言できるよう事前に根回しをしておきます。それを受け、加害の児童生徒の気持ちを全員で聞くのです。その場で難しい場合は、一つ目の◇の取組をします。
- 加害児童生徒が自分を見つめ、気持ちを話してくれたときには、全員でそれを認め、しかえし行為などは絶対にさせないようにします。

## 第5章 組織づくり

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)より

「組織」の役割

- 1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- 2) 教職員の共通理解と意識啓発
- 3) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- 4) 個人面談や相談の受け入れ、及びその集約
- 5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- 6) 発見されたいじめ事案への対応
- 7) 構成員の決定
- 8) 重大事態への対応

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

### I 組織の構成と役割

#### 1 いじめ防止対策委員会

##### (1) いじめ防止対策委員会の役割

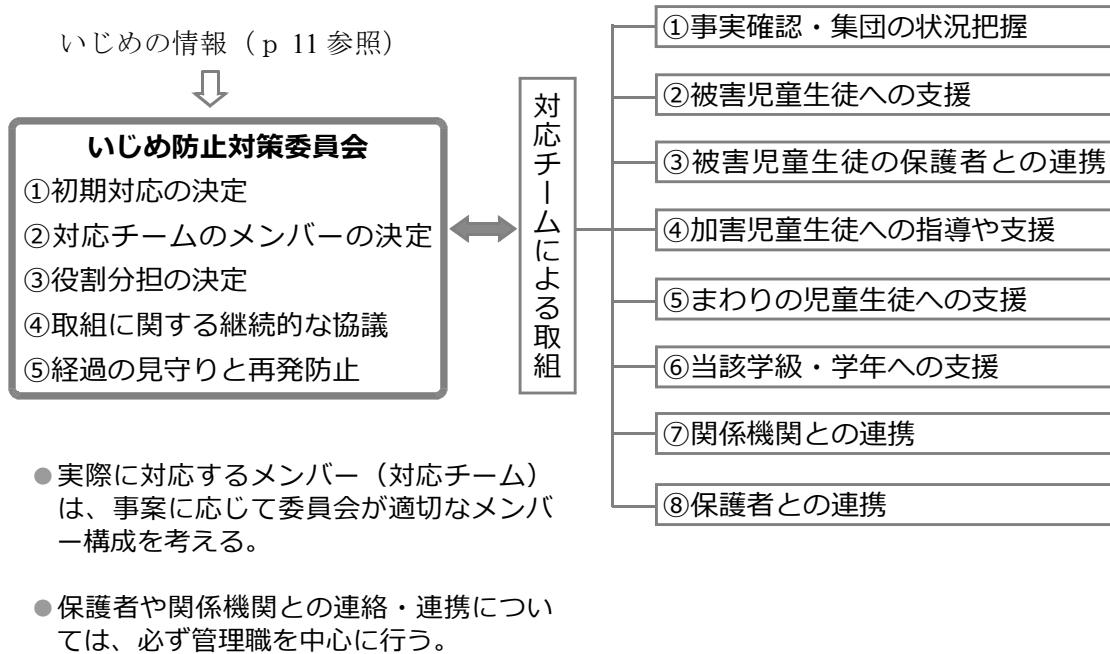
- 本校におけるいじめの未然防止・早期発見などの取組に関することや、相談内容の把握、児童生徒・保護者への啓発等に関する企画・実施・評価する。
- いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童生徒や保護者への対応に関する協議・決定・実行する。

##### (2) 委員会の構成員

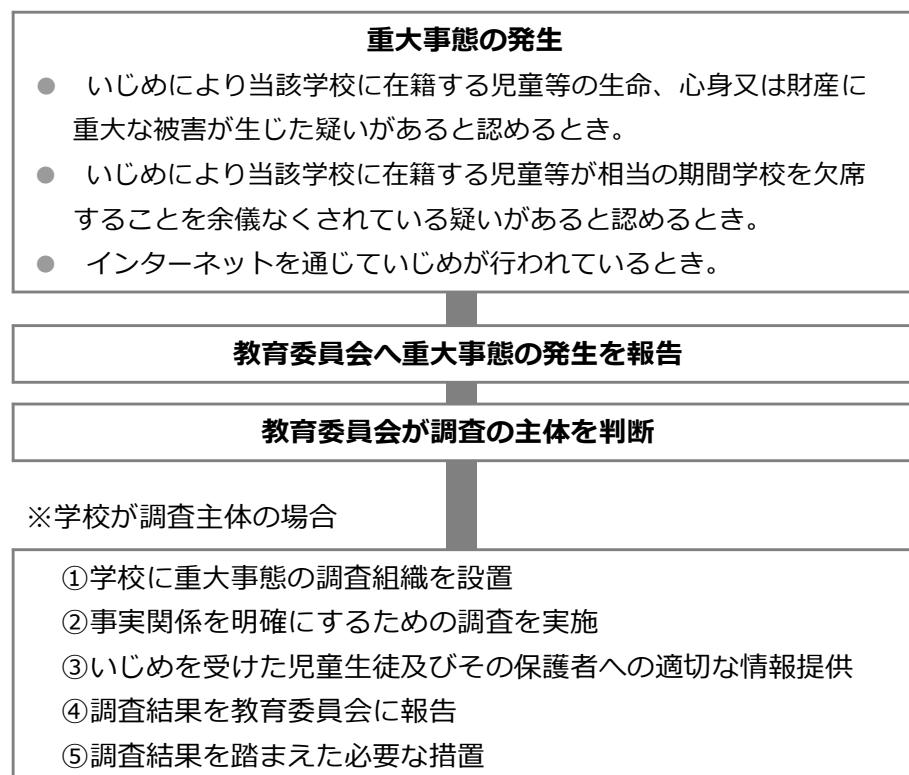
- 内部委員…校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、該当学年
- 外部委員…教職員の他、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者

## 2 いじめ防止対策委員会の機能

### (1) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



### (2) いじめに対する措置（重大事態への対応）



(3) 「会議の開催」および「研修」・「啓発」・「未然防止」・「早期発見」の取組

	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組
通年 随時	○いじめに対する対応	○観察 ○日常的な家庭訪問 ○心のアンケート ○縦割り活動 ○特別支援学校との交流	○声かけと観察 ○相談体制づくり ○生徒指導教育相談協議会 ○ケース会議
4月	○第1回委員会 (運営委員会時に) ・基本方針と年間計画の確定 ○基本方針と年間計画についての全職員での共通理解	○学校行事・集会活動(児童会活動)年間計画作成 ○道徳・特別活動・人権教育年間計画作成	
5月	○保護者啓発 (PTA総会)	○修学旅行 ○宿泊訓練	
6月		○人権集会①	
7月		○授業改善アンケート	
8月	○いじめについての職員研修 ○第2回委員会 ・1学期の取組の検証 ・2学期の取組の計画	○平和集会	
9月		○いじめについての話	
10月		○運動会 ○人権標語	
11月		○文化祭 ○人権集会②	
12月	○第3回委員会 ・2学期の取組の検証 ・3学期の取組の計画	○授業改善アンケート	
1月		○人権学習(6年)	
2月		○人権集会③	
3月	○第4回委員会 ・今年度の取組の検証 ・来年度の取組の計画	○6年生を送る会	

## II

# 「いじめ防止対策委員会」設置要綱

## ○○立○○○学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号）第22条に基づき○○立○○○学校に「いじめ防止対策委員会」を置くこととし、設置に必要な事項を定めるものとする。

### (役割)

第2条 いじめ防止対策委員会は、以下の事項について協議を行い、いじめ防止等について必要な措置を講じる。

- (1) いじめ防止対策等に関すること
- (2) いじめの解消や再発防止等に関すること

### (委員会の構成及び委嘱)

第3条 本校の委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、該当学年、教育相談担当とする。(以下、内部委員という。)

2 教職員の他、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成する。当該学校の教職員以外の委員（以下「外部委員」という。）は、当該学校の校長が委嘱する。

3 委員会は「内部委員会」と「拡大委員会」とする。

### (内部委員会)

第4条 いじめの「覚知」をうけて、調査、事実確認を行い「認知」判断を行うために、内部委員による委員会を行うことができる。

### (拡大委員会)

第5条 内部委員会の結果をうけて、いじめの内容等により外部委員を加えた委員会を開催することができる。

2 必要であると認められる場合は、○○市（町）教委育委員会と協議の上、臨時的に弁護士、警察官等を委員として委嘱することができる。

### (外部委員の任期)

第6条 外部委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 外部委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条で臨時に任用した外部委員の任期については、校長が別に定める。

(委員長)

第7条 委員長は、委員のうち外部委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、いじめ防止対策委員会を代表し、会務を掌理する。

3 内部委員会は、校長が委員長を代理し会務を行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密事項に関し、これを漏らしてはならない。

(会議)

第9条 委員長は、必要に応じていじめ防止対策委員会の委員の招集を行う。

2 内部委員会については、校長が招集を行う。

3 会議はその内容から鑑み、非公開とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、本校に置き、生徒指導主任が庶務を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、いじめ防止対策委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。